

## 知らないと損する 高額療養費制度が変わりました

井戸上 忠弘（医事課）

### 高額療養費制度とは？

入院や手術ともなれば医療費の自己負担額が数十万円にのぼることも少なくありません。そんな場合に自己負担した医療費の一部を払い戻してくれるのが「高額療養費制度」です。

同じ病院や診療所で支払った1カ月の医療費が、約80,100円を超える場合、手続きをすれば超えた額が戻って来ます。上限の金額は、加入している健保組合によって異なりますし、国保の場合も所得によって異なりますので、加入している健保組合の方にお問い合わせください。

### 窓口での支払いは限度額のみ

限度額を超えた医療費が戻ってくるといっても、払い戻しには3、4カ月ほどかかります。一時的には全額払わなければならない、病院への支払いが間に合わない人もいらっしゃいました。高額医療費貸付制度というもので対応してきましたが、それをさらに改善させたのが今回の変更です。

加入されている医療保険の保険者（健康保険の場合には健康保険組合、政府管掌健康保険の場合には社会保険事務所、国民健康保険の場合には区市町村になります）に事前に申請を行い、認定証を発行してもらいます。その認定証を入院の際に病院の窓口で提出してください。そうすることで、月末及び退院時の支払いは一定の限度額だけで良くなります。限度額を超えた高額療養費は、医療機関が直接保険者に請求する仕組みです。

ただし、認定証がない場合は、今まで通り自己負担額の全額を支払っていただき、その後の申請で高額療養費分を還付してもらうことになります。

また、70歳以上の方は、すでに同様の扱いが行われており、今回の変更はありません。

### 入院までにご準備ください！

①入院日が決まりましたら…



②加入されている医療保険の保険者へ申請をしてください。  
(健康保険組合、社会保険事務所、区市町村)



③認定証をお受け取りください。



④入院時に入院窓口で認定証の提示をお願いします。



⑤入院・加療となります。



⑥月末や退院時には一定の限度額を超える場合、限度額のみのお支払いとなります。

(食事代や差額ベッド代などの費用は高額療養費の支給対象には含まれません)